

## ■ 国民健康保険とは

国民健康保険（国保）は、被保険者のみなさんが国民健康保険税を出し合い、医療を受けるときの負担を軽くする助け合いの制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除く、すべての人が加入します。

## ■ 国民健康保険に加入する人

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 3ヶ月以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人  
（※医療滞在ビザで入国した人などは除く）
- 退職して職場の健康保険をやめた人

## ■ こんなときは必ず 14 日以内に届け出を

※マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類をお持ちください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき （職場の健康保険などに加入していない場合）	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受け始めたとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 在留カード
	後期高齢者医療制度に加入したとき ※75歳になって移行するときは届け出不要	資格確認書または資格情報のお知らせ
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別の住所を定めるとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 在学証明書または学生証
	資格確認書または資格情報のお知らせをなくしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき	身分などを証明するもの（使えなくなった資格確認書または資格情報のお知らせなど）

## ■ マイナ保険証について

令和6年12月2日以降従来の健康保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行しています。過去のお薬・診療データに基づくより良い医療が受けられる、医療機関窓口での高額支払いが不要になるなどメリットがあります。マイナ保険証をぜひご利用下さい。

- ◆マイナンバーカードの健康保険証利用申込の申請は、ご自身でマイナポータルから申請、セブン銀行ATMから申請、また役場や医療機関・薬局の受付でもできます。

[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](#)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40391.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

## マイナ保険証利用のメリット

- ◆データに基づくより良い医療が受けられる  
マイナポータルで特定健診結果などを閲覧できます。また処方されたお薬の情報も閲覧できるので、ご自身の健康管理に役立てることができます。医療機関を受診される時には同意があれば医療機関等に情報を提供することができ、医師が診療／薬剤情報や特定健診情報を閲覧することができます。また、救急時には搬送中の適切な応急処置や病院の選定等に活用されます。
- ◆手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される  
医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。事前に「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関で提示すると自己負担額を上限額に抑えることができます。マイナ保険証を利用すれば「限度額適用認定証」等がなくても、医療保険が適用される診療に対して限度額を超える分を支払う必要はありません。
- ◆マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる  
医療費の領収書を管理・保管しなくても、マイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-Taxを連携することでデータを自動入力でき、確定申告時の医療費控除申請が簡単にできます。